

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
超伝導加速器の実験、研究に供する施設、設備に関する利用要項

〔 令和 3 年 1 月 2 8 日
制 定 〕

改 正 令和 3 年 9 月 2 7 日

(目的)

第 1 条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究施設利用規程（平成 2 8 年規程第 6 4 号）第 1 7 条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における超伝導加速器の実験、研究に供する施設、設備（以下「施設等」という。）の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「施設利用」とは、第 5 条第 1 項の許可を受けた機構外の者（以下「利用者」という。）が自己の目的のために施設等を利用することをいう。

(利用施設等)

第 3 条 利用者は、別表に定める施設等を利用することができる。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める超伝導加速器利用促進化推進棟連携企業室(以下「連携企業室」という。)を利用することができる。

- (1) 前項により空洞製造技術開発施設の各設備を利用する場合。
- (2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構放射光実験施設利用要項（平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日制定）に基づき施設利用を実施する場合。
- (3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構共同研究規程（平成 1 6 年 4 月 1 9 日規程第 9 3 号）に基づき機構と共同研究を実施する場合。
- (4) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構多企業参画ラボ事業実施要項（平成 2 9 年 1 月 2 0 日制定）に基づき共創コンソーシアムに参画する場合。
- (5) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構産学連携イノベーションコンソーシアム取扱要項（平成 3 1 年 3 月 2 8 日制定）に基づきコンソーシアムに参画する場合。
- (6) 国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立大学法人筑波大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、国立大学法人東京大学及び国立大学法人東北大学による TIA が実施する事業（以下「TIA 事業」という）に参画する場合。

(技術支援等)

第4条 利用者は、機構と協議の上、施設の操作方法等の技術支援を受けることができる。

- 2 利用者は、機構と協議の上、部品、試験品の加工、製造などを機構が利用者に代わって実施する技術代行を受けることができる。

(利用方法)

第5条 この要項に基づき施設等を利用しようとする機構外の者は、あらかじめ別に定める施設利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 連携企業室の利用を希望するときは、原則として利用開始希望日の40日前までに施設利用申請書を提出しなければならない。
- 3 機構に来所する利用者は、利用責任者を定めて、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。ただし、第3条第2項各号に規定された機構との産学連携活動のために登録手続きを行っている場合はこの限りではない。
- 4 前項により登録した事項に変更が生じた場合、利用責任者は、変更登録をしなければならない。
- 5 ユーザー登録をした利用者で機構に来所する必要がなくなる者は、別に定める「登録抹消届」を機構長に提出しなければならない。ただし、当該施設利用が終了した場合は、この限りではない。

(連携企業室の利用)

第6条 第3条第2項により連携企業室を利用するときの最低利用期間を30日とする。また、次の各号に定める期間を超えて使用することはできない。

- (1) 第3条第2項第1号及び第2号にあつては、当該施設の利用を許可された期間
 - (2) 第3条第2項第3号にあつては、当該共同研究契約の期間
 - (3) 第3条第2項第4号にあつては、共創コンソーシアムの加入が認められた期間
 - (4) 第3条第2項第5号にあつては、当該コンソーシアムの加入が認められた期間
 - (5) 第3条第2項第6号にあつては、当該TIA事業を実施する期間
- 2 前項にかかわらず、連携企業室の利用は1事業年度を超えることはできない。
 - 3 連携企業室の利用は原則1室単位とする。ただし他の利用者と共同で1室の利用を希望するときは、利用の態様を確認の上、利用を許可するものとする。
 - 4 連携企業室の利用に関する手続きについては、第5条第1項に加え大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構固定資産管理規則(平成16年規則第17号)及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構不動産貸付要領(平成22年4月1日施設部長裁定)の定めを準用する。

(成果の公表・施設利用報告書)

第7条 施設利用に係る成果は非公表とすることができる。

2 利用者は施設利用が終了したときから5年以内に、別に定める施設利用報告書を機構長に提出しなければならない。ただし、利用者から、前項の規定に基づき、あらかじめ非公表とする申し入れがあった場合には、その旨を明記して当該報告書から除外することができるものとする。

3 前項にかかわらず、第3条第2項により連携企業室を利用した場合は報告書の提出を要しない。

4 利用者が施設利用による成果を公開した場合には、公開した資料の写し等を機構に提出する義務を負うものとする。

(利用料等)

第8条 施設利用の利用料は、別表に定める。

2 第6条第3項により複数の利用者が連携企業室の1室を共同で利用するときは、利用の態様に応じて算定する。

(利用料納付)

第9条 利用者は、前条に定める利用料を所定の期日までに財務部長が発行する「請求書」により納付しなければならない。

(適用除外)

第10条 機構と利用者との間で契約等により別途取り決めがある場合、この要項の一部を適用しないことができる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、施設利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、令和3年1月28日から実施する。

附 記 (令和3年9月27日)

この要項は、令和3年9月27日から実施する。

別 表

1. 施設・設備

(税別)

施設等	利用料 (1時間あたり)	技術支援 (1時間あたり)	技術代行 (1時間あたり)
電子ビーム溶接機	18,000 円	10,000 円	10,000 円
サーボプレス機	6,000 円	10,000 円	10,000 円
立形 CNC 旋盤	6,000 円	10,000 円	10,000 円
化学処理室	7,000 円	10,000 円	10,000 円
走査型電子顕微鏡	6,000 円	10,000 円	10,000 円
真空炉	8,000 円	10,000 円	10,000 円

2. 超伝導加速器利用促進化推進棟連携企業室 5室

(税別)

月額利用料	53,000 円/1 室
日額利用料	1,800 円/1 室

*月額利用料は、利用許可期間が1月以上の場合に適用し、当該利用許可期間に月の初日を
 起点として1月に満たない期間がある場合の利用料は、日額利用料を適用する。

*光熱水料は、利用料の8%とする。